



3月の相談

＊行政相談 HP
5日（水）山南住民センター
10日（月）市役所第1相談室
13日（木）青垣住民センター
18日（火）春日住民センター
19日（水）柏原住民センター
20日（木）市島住民センター
〔受付時間〕午後1時30分～3時30分
☎ 総務課（氷上庁舎内） ☎ 82 - 1002

＊人権相談 HP
○特設人権相談所
6日（木）氷上住民センター
11日（火）山南住民センター
18日（火）春日住民センター
〔相談時間〕午後1時30分～午後4時
○常駐相談所（神戸地方法務局柏原支局）
毎週水曜日午前9時～午後4時
○全国共通人権相談ダイヤル ☎ 0570 - 003 - 110
○女性の人権ホットライン ☎ 0570 - 070 - 810
○子どもの人権110番 ☎ 0120 - 007 - 110
○女性のための相談電話【Mスタジオ】
「ほえみホットライン」 ☎ 090 - 9841 - 9788
毎月第2・第4水曜日
〔相談時間〕正午～午後8時
☎ 柏原人権擁護委員協議会 ☎ 72 - 0176
人権啓発センター（氷上庁舎内） ☎ 82 - 0242

＊消費生活相談
相談場所 / 市役所生活安全課 相談日 / 土日
祝日を除く午前8時30分～午後5時15分
☎ 丹波市消費生活センター（生活安全課内） ☎ 82 - 1532
※土日の電話相談は県の週末相談
☎ 0120 - 511 - 103 へ

＊行政書士による無料相談会
毎月第1土曜日午後1時～4時 柏原自治会館
（市役所柏原支所東）
☎ 県行政書士会摂丹支部 ☎ 77 - 0126

＊無料登記法律相談会
20日（木）午前9時～11時30分 柏原住民センター（予約不要）〔共催〕県司法書士会たんば支部・県土地家屋調査士会但馬支部
☎ 泉事務所 ☎ 82 - 3824

＊不動産無料相談
19日（水）午後2時～5時 柏原住民センター
☎ 県宅建協会三田・丹波支部 ☎ 079 - 563 - 2169

＊市民生活の安全・安心確保のための指導相談（電話・面談）
月・火・木・金曜日の午前8時30分～午後5時15分
☎ 生活安全課（氷上庁舎内） ☎ 82 - 1532

じんけんのとびら ～多文化共生とは～

私たちのまわりでも、外国人が暮らすことが当たり前になりました。そんななか、外国人であることを理由としたさまざまな人権問題が起こっています。例えば、外国人という理由でアパートの入居を断られたり、賃金などにおいて不当な扱いを受けたりするケースです。
このような問題が起こる理由として、外国の文化、習慣、宗教などに対する理解が不十分なことや、言葉の壁によるコミュニケーション不足などが考えられます。
互いに異なる文化や習慣、価値観を尊重し合い、共にいきいきと暮らすことができる地域社会をめざしましょう。

消費生活ニュース HP

住宅リフォーム工事の契約トラブル

突然自宅を訪問し、「修理しないと大変なことになる」などと不安をあおり、その場で契約を結ばせる住宅リフォーム工事の相談が寄せられています。説明が事実でない場合もあります。その場で契約をせず、相手の言うことが事実なのか、必要な工事がどうかなどを家族や周囲の人に相談しましょう。工事を頼むときには、複数の業者から見積もりを取ることも大切です。困ったときは、丹波市消費生活センターにご相談ください。

☎ 丹波市消費生活センター（生活安全課内） ☎ 82 - 1532

こんにちは！スポーツ推進委員です

寒い日が続く、冷え性に悩む人も多いと思います。冷え性の改善には、ストレッチが効果的です。こたつの中でもできる軽いストレッチ「足指体操グー・チョキ・パー」をしてみましょう。
①足の指でジャンケンをする。左右別々に10回ずつ、両足一緒に10回
②左右3～5回程度、ゆっくりと足先を意識しながらまわす
また、全身に血液を届け、血行を促進させるには体を温めることが大切です。しょうがやネギ、とうがらし、ニンニク、ニラなどの香味野菜や春菊、レンコン、ホウレンソウなどの冬野菜は、体を温める食材といわれています。これらの食材を習慣的に取り、バランスのよい食事を心がけましょう。

広報たんば1月20日号 記事の訂正とお詫び
24P「事業系一般廃棄物の適正処理について」の問い合わせ先を環境政策課としていましたが、正しくは環境整備課です。

HOW TO 軽自動車税

軽自動車「廃車」「名義変更」の手続き場所等

市役所で手続きするもの

〔手続き場所〕
税務課・各支所

〔手続きに必要なもの〕
廃車の場合
①印鑑（所有者のもの）
②ナンバープレート ③登録票
名義変更の場合
①印鑑（新・旧所有者のもの） ②登録票
③ナンバープレート（番号変更される場合のみ）

☎ 税務課市民税係（氷上庁舎内） ☎ 82 - 2003

税金はかかる？ かからない？

手続き完了日	3/30	3/31	4/1	4/2	4/3	4/4
4/1以前に廃車	課税日	▲ 廃車	かからない	4/1 廃車手続き完了ならかかりません！		
4/2以降に廃車			▲ 廃車	かかる		
4/2にCからDに名義変更			▲ 名義変更	CにかかるがDにはかからない		

市役所以外で手続きするもの

3輪・4輪の軽自動車
軽自動車検査協会兵庫事務所
（神戸市西区玉津町居住 67 - 1）
☎ 078 - 927 - 3648

2輪の小型自動車、軽2輪（125ccを超えるもの）
神戸運輸監理部兵庫陸運部
（神戸市東灘区魚崎浜町 34 - 2）
☎ 050 - 5540 - 2066

車検切れ間近ではありませんか？

車検を受けるには車検用の納税証明書が必要です

①現金で納めている場合⇒過去に未納がない方は、納付書に付いている車検用納税証明書をご利用ください
②口座振替の場合 ⇒市役所・各支所窓口で車検用納税証明書（無料）を受け取ってください。
※納期日から約1週間程度は収納済みの確認ができない場合がありますので、振り替え済みの通帳を市役所窓口で提示してください。車検代行業者に依頼する場合は、有効期限までに車検を済ませてください。

車検が有効期限直後で切れる場合は、今年度の車検用納税証明書が有効なうちに、早めに受検しましょう。

平成25年度の車検用納税証明書の有効期限は、平成26年6月1日です。

軽自動車税の納税は、便利な口座振替がおすすめです！
お取引先の金融機関等で通帳・印鑑をお持ちのうえ、手続きをお願いします。

☎ 税務課市民税係（氷上庁舎内） ☎ 82 - 2003